

品川区告示第381号

氏 名 吉川 海太郎

書 類 地方税法第331条および国税徴収法第54条の規定に基づく通知

上記の者に対して、令和8年7月24日付で、当該書類を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

令和8年8月4日

品川区長 森澤 恭子